

2020年度施策問題まとめ

• 中小企業基本法

• 中小企業憲章

• 基本理念

- 中小企業は、意思決定の速さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、起業家精神にあふれ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。
- 中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。中小企業は国家の財産とも言うべき存在である。

• 基本方針

(政策概念) 多様で活力のある中小企業の成長発展

(基本方針)

- ・ 経営の革新及び創業の促進(並びに創造的な事業活動の促進)
- ・ 中小企業の経営基盤の強化
- ・ 経済的・社会的・環境の変化への適応の援助円滑化(セーフティーネットの整備)
- ・ 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

どちらかの条件→ 資本金額 従業員数

製造業その他 3億円以下 300人以下

卸売業 1億円以下 100人以下

小売業・飲食店 5千万円以下 50人以下

サービス業 5千万円以下 100人以下

小規模企業者・・・常時使用する従業員数が20人以下

(商業・サービス業は5人以下)の事業者

• 中小企業像

新たな産業の創出

就業の機会の増大

市場における競争の促進

地域における経済の活性化

• 小規模基本法(小規模企業振興基本法)

• 概要

- 小規模企業の振興の基本方針として、小企業者(概ね従業員5人以下)を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を位置づける。
- また、小規模企業政策について5年間の基本計画(小規模企業振興基本計画)を国(政府)が定め、生政策の継続性・一貫性を担保する仕組みを作る。

• **基本方針**

- 1.国内外の多様な需要に応じた商品の販売または役務の強提供の促進及び新たな事業の展開の促進
- 2.小規模企業の経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成及び確保
- 3.地域経済の活性化ならびに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進
- 4.小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備等

• **1.資金の供給の円滑化及び自己資本の充実**

• **主な支援機関**

• **日本政策金融公庫**

全額政府出資、信用保証協会と保険契約

• **信用保証協会**

全国51協会

• **中小企業投資育成会社**

地方公共団体、民間金融機関、民間保険会社等の出資

東京、大阪、名古屋に設置・・・(3箇所)

3億円以下の会社に投資(指導も)

• **主な制度**

• **セーフティネット貸付制度**

- 一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業に対する融資制度である。日本政策金融公庫が行う1.経営環境変化対応資金、2.金融環境変化対応資金、3.取引企業倒産対応資金の3つがある。

• 新創業融資制度

- これから創業するものや税務申告2期終えていない者に対して、事業計画(ビジネスプラン)等の審査を通じ、無担保、無保証人で融資する制度である。日本政策金融公庫が行う。
- 支援内容
- ■貸付機関
 - 日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫
- ■貸付限度額
 - 3,000万円(運転資金は1,500万円)
- ■貸付利率
 - 2.56~2.75%(注1)(注2)
- ■担保・保証条件
 - 各種融資制度に定める貸付期間以内原則として、無担保・無保証人
- ■貸付期間
 - 各種融資制度に定める貸付期間以内

• 女性、若者/シニア起業家支援基金

- 業種にかかわらず、新規開業しておおむね7年以内の女性(年齢制限なし)、男性については若者(35歳未満)または高齢者(55歳以上)であるものを対象に、日本政策金融公庫が行う。

• セーフティーネット保証制度

- 信用先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業について、一般の保障額と別枠で信用保証協会が保障を行う制度である。

- 経営の安定に支障を生じているか否かの認定は、事業者の所有地を管轄する市町村長(または特別区庁)が行う。
- 中小企業に適用される税制
 - 原則として、資本金1億円以下の中小企業(中小法人)は、年所得800万円以下の部分についての法人税率の軽減や、交際費課税の緩和等の措置が講じられる。

• 2.中小企業等経営強化法に基づく支援

• 概要

- ①創業の支援
これからの事業を開始しようとする個人のみならず
創業して5年未満の事業者も総合支援の対象となる
- ②経営革新の支援
- ③新連携の支援
- ④技術革新の支援
SBIR制度
- ⑤地域における支援
地域プラットフォームの整備等
- ⑥事業継続力強化の支援
- ⑦事業継続力強化の支援(令和元年7月16日の法改正により創設)
 - ※④と⑤合わせて事業環境の整備ともいう。

• 新事業活動

新事業活動とは次の新たな取り組みのことである

- ①新商品の開発または生産
- ②新役務(サービス)の開発または提供
- ③商品の新たな生産または販売の方式の導入
- ④役務(サービス)の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

• 経営革新計画

• ①経営革新計画のスキーム

- ①国(主務大臣)が基本計画を定める
- ②中小企業者等(個別中小企業、任意グループ、組合等)が基本方針に基づき経営革新計画を作成
- ③都道府県知事等に申請、承認を得る
- ④承認を受けると各種支援策の利用が可能
- ⑤単一の都道府県内にとどまる計画は都道府県知事、全国団体等による広域の案件は国(主務大臣)が承認する

• ②経営革新計画における数値目標

- 経営目標を盛り込むことが必要である
指標は付加価値額又は経常利益の伸び率である
3年計画の場合付加価値額は9%以上経常利益の伸び率は3%以上
4年計画の場合付加価値額は12%以上経常利益の伸び率は4%以上
5年計画の場合付加価値額は15%以上経常利益の伸び率は5%以上
- 中小企業新事業活動促進法における算出方式
付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費
経常利益=営業利益-営業外費用等(支払利息・新株発行費等)

• 新連携(異分野連携支援事業分野開拓)

• 新連携計画のスキーム

- ①国(主務大臣)が基本計画を定める
- ②2社以上の異分野の中小企業者等の連携体が基本方針に基づき共同で新連携計画を作成
- ③国(主務大臣)に対し申請を行う。
- ④認定を受けると各種支援策の利用が可能

• 新連携とは

- その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用させる資源をいう)を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることを言う。

- **連携の対象**

- 対象は代表企業を含めて2社以上の異分野の中小企業者(ただし大企業や大学、研究機関、NPO、組合などを含むことができる) ただし代表企業は中小企業者に限る。

- **新連携計画の内容**

- 計画期間は3から5年間である。財務面では新事業活動により持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストも含め一定の利益を上げることが必要である。

- **経営力向上計画**

- 経営力向上とは、事業者が事業活動に有益な知識または技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品または役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の現に有する経営資源等を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上図ることをいう。
- **対象中小企業者・小規模事業者に加え、以下のものも経営力向上計画の作成対象者となる**
 - 中堅企業：資本金10億円以下または従業員2000人以下の会社及び個人(中小企業に該当するものを除く)

- **経営力向上計画のスキーム**

- ①国(経済産業大臣)が上星を定める
- ②国(主務大臣)が事業分野別指針を策定(経営力向上に関する目標の規定)
- ③中小企業者等が、事業分野別指針に基づき経営力向上計画を作成国(主務大臣)に対して申請する

- ④国(主務大臣)から認定を受けると各種支援策の利用が可能

- **経営力向上計画の内容**

- ①企業の概要②現状認識③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標④経営力向上の内容などを盛り込む
- 計画の作成にあたっては経営革新等支援機関の支援を受けることができる
- ③については原則として労働生産性を用い、原則として3年計画の場合は1%以上、4年計画の場合は1.5%以上、5年計画の場合は2%以上の伸び率が必要となるが事業分野によって異なる目標を設定することができる

- **事業継続力強化計画**

- 認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の優先採択等を受けることができる

- **3.新たな事業活動の支援**

- **中小企業地域資源活用促進法**

- 地域資源この法律における地域資源とは、都道府県が指定する以下の3つである
(1)農林水産物(2)産地の技術(鉱工業品)(3)観光資源

- **スキーム**

- ①国(主務大臣)が基本方針を定める
- ②都道府県が強方針に基づき基本構想策定(地域資源の指定)市区町村特別区は都道府県に対し、意見を申し出ることができる
- ③ -1 中小企業者が単独または共同で企業方針に基づき地域産業資源活用事業計画を策定都道府県を経由して申請
- ③ -2 NPO法人等が基本方針に基づき地域産業支援活用支援事業計画を策定国(主務大臣)に直接申請

- ⑤認定を受けると各種支援策の利用が可能

• 農商工等連携促進法

- ①中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して新商品・新サービスの開発等を行う農商工等連携事業計画を共同で、②特定非営利活動(NPO)法人、一般社団法人、一般財団法人が、中小企業者と農林漁業者との連携を支援する農商工等連携支援事業計画をそれぞれ作成し、国(主務大臣)の認定を受けると、各種支援措置が講じられる。

• 4.中小ものづくり高度化法に基づく支援

• 特定ものづくり基盤技術

- 製造業の国際競争力強化または新事業の創出に資する夢であり、その技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業によって行われているものが、特定ものづくり基盤技術として指定されている。情報処理技術、精密加工技術等の川下製品を製造する上で、基盤となる技術が指定されている。

• 5.経営基盤の強化

• 中小企業組合制度

- ①中小企業等協同組合法に基づくもの
 - 事業協同組合、企業組合
- ②中小企業団体の組織に関する法律に基づくもの
 - 協業組合、商工組合
- ③商店街振興組合法に基づくもの
 - 商店街振興組合
- 平成30年度3月末の組合数
 - ①事業協同組合28,427
 - ②商店街振興組合2,490(連合会は113)
 - ③企業組合1,752

- ④商工組合1,155

- ⑤協業組合741

- **高度化事業**

- 中小企業者が実施する事業

- ①集団化事業

- ②集積区域整備事業

- ③施設集約化事業

- ④共同施設事業

- 第3セクター等が行う事業

- ①地域産業創造基盤整備事業

- ②商店街整備等支援事業

- **下請代金支払遅延等防止法**

- 物品の製造修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託は

- ①資本金3億円超の法人が3億円以下の法人又は個人に

- ②資本金1,000万円超3億円以下の法人が、資本金1,000万円以下の法人又は個人に委託する場合は対象となる

- 政令で定めたものを除く情報成果物作成・役務提供委託は

- ①資本金5,000万円超の法人が5,000万円以下の法人または個人に

- ②資本金1,000万円超50,000,000円以下の法人が資本金1,000万円以下の法人又は個人に委託する場合が対象となる

- **親事業者の義務**

- ①発注書面の交付義務委託後直ちに給付の内容下請代金の額支払い期日及び支払い方法事項を記載した書面を交付する義務
- ②下請け取引の内容を記録した書類の作成、保存義務
 - 委託後給付、給付の重量(役務の提供の実施)、下請代金の支払いについて記載した書類等を作成し2年間保有する義務
- ③下請代金の支払期日を定める義務下請代金の支払期日について給付を受領した日(役務の提供を受けた日)から60日以内で、かつ出来る限り短い期間内に定める義務
- ④遅延利息の支払い義務支払期日までに支払わなかった場合は、給付を受領した日(役務の提供を受けた日)の60日後から、支払いを行った日までの日数に、年率14.6%を乗じた金額を遅延利息として支払う義務

• **JAPANブランド育成支援事業**

中小企業・小規模事業者の海外でのブランド確立の実現を図る事業である国(経済産業局)が系譜の1部を補助する

- ①対象者商工会、商工会議所、組合、NPO法人、中小企業・小規模事業者(4社以上)等
- **支援内容**
 - 1) 戦略策定段階への支援
 - 自らの強み・弱みを分析し明確なブランドコンセプト等と基本戦略を固めるため、専門家の招聘、市場調査、セミナー開催などを行うプロジェクトに対し、1年間に限り支援を実施する
 - 2) ブランド確立段階への支援
 - 海外でのブランド確立を行うため、専門家の招聘、新商品開発、展示会出資、等を行うプロジェクトに対し、最大3年間の支援を実施する(単年度前に申請・審査)

• **中小企業退職金共済制度**

- 中小企業者が、労働者退職金共済機構と従業員ごとに退職金共済契約を結び、毎月一定額の掛け金を納付することにより、従業員が退職する際には、同機構から所定の退職金が直接従業員に支払われる。また、掛け金は全額損金または必要経費として扱われる。
(掛け金等詳細はガイドブックにて)

• 6.環境変化への対応

• 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)

中小企業倒産防止共済法に基づき、中小企業の連鎖倒産防止と経営安定を目的として中小企業基盤整備機構が運営する共済制度である。

- 1年以上継続して事業を行っている中小企業者であって、掛け金納付月数が6ヶ月以上ある加入者
- 取引先企業が倒産した場合、売掛金や受取手形等の回収が困難になった額と、積み立てた掛け金総額(上限8,000,000円)の10倍に相当する額のうち、いずれか少ない額(上限80,000,000円)の貸付が無担保無保証人にして受けられる。
- ただし、貸付を受けた場合は、その額の10分の1に相当する額が掛け金総額から減額される。
- また掛け金は全額損金または必要経費として扱われる。

• 7.中小企業の事業継承及び再生支援

• 経営継承法(中小企業における経営の継承の円滑化に関する法律)に基づく支援

後継者が、相続・贈与により、経営承継法に関わる都道府県知事の認定を受けた非上場株式等を先代経営者から取得し、その会社を経営していく場合、その経営者が納付すべき相続税・贈与税の納税が猶予される。ただし、相続・贈与前から家後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分に限られる

• 特例承継計画制度

- ①対象株式の制限がなくなる(全株式が納税猶予の対象となる)
- ②相続税についても、納税猶予割合が100%となる

- ③特例の適用を受けると雇用維持できなかった場合でも納税猶予は継続可能となる(ただし、契約者等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要となる)
- なお平成31年度(令和元年度)税制改正によって個人版事業承継税制が創設され、個人の事業用資産(事業用の宅地建物等)についての相続税・贈与税の納税猶予(ともに100%)が認められるようになった。

- **中小企業再生支援協議会**

- 産業競争力強化法に基づき、各都道府県に設置された支援機関(相談機関)である。
- 経済産業大臣が認定した商工会議所、商工会連合会、都道府県等中小企業支援センター等に設置され、中小企業者の再生に関する相談に対して課題解決に向けた適切なアドバイスを実施している。

- **事業引継ぎ支援センター**

- 産業競争力強化法に基づき、中小企業者等の後継者マッチング等を支援するために設立された専門機関(相談機関)である。各都道府県に設置されている。相談は無料である。

• **8.小規模企業対策**

- **小規模企業共済制度**

- 小規模企業共済法に基づき、小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度であり、いわば経営者の退職金制度である。
- 中小企業基盤整備機構が運営を行い、小規模企業の経営者が掛け金を積み立て、廃業や役員の退職等の給付事由(共済事由)が発生した場合、共済金を一括または分割で支払う。
- 掛け金は全額所得控除される。
- 対象常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下。ただし宿泊業・娯楽業は20人以下)の個人事業主、共同経営者または会社の役員

• マル経融資

- 商工会・商工会議所が行う経営改善普及事業を金融面から補完する、日本政策金融公庫が行う無担保・保証人・低利の融資制度である。
- 対象
 - 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下。ただし、宿泊業・娯楽業は20人以下)の法人・個人事業主
 - 原則として6月以上、経営指導員による経営指導を受けているもの
 - 最近1年以上同一商工会議所・商工会の地区内で事業を行っているもの
- 支援内容
 - 【対象資金】 設備資金、運転資金
 - 【貸付限度額】 2,000万円
 - 【貸付期間】 設備資金10年以内(据置期間は2年以内)、運転資金7年以内(据置期間は1年以内)

• 小規模事業者持続化補助金

- 小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって、小規模事業者が経営計画を作成し、その経営計画に基づき販路開拓や生産性向上に取り組む費用を支援する補助事業である。

• 9.中小企業政策の変遷

- 昭和28年（1953）商工会議所法
- 昭和35年（1960）商工会法
- 昭和38年（1963）中小企業基本法
- 平成11年（1999）中小企業基本法改正
- 平成22年（2010）中小企業憲章(閣議決定)

- 平成25年（2013）小規模企業活性化法(中小企業基本法等の改正)
- 平成26年（2014）小規模企業法
- 平成28年（2016）中小企業等経営強化法(中小企業新事業活動法の改正)
- 令和元年（2019）中小企業強靭化法(中小企業と経営強化法等の改正)